

審査基準

令和2年5月26日作成

法令名：古物営業法
根拠条項：第21条の5第1項又は第21条の6第1項
処分の概要：古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法令の定め： 古物営業法施行規則第19条の4（古物競りあっせん業者に係る認定の申請） 第19条の5 （古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由） 第19条の6（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準） 第19条の11（外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請） 第19条の5、第19条の12 （外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由）
審査基準： 判断基準は、法令の定めによる。
標準処理期間：40日
申請先： 営業の本拠となる事務所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課（係）
問い合わせ先： 島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）
備考：